様式第十四（第十六条関係）

（表）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

氏名（ふりがな）

年　　月　　日生

職　名

上記の者は、下水道法第 13 条第１項（下水道法第 25 条の 30 第１項において準用する同法第 13 条第１項）の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

発行年月日

有効期限

任命権者　　印

（裏）

下　水　道　法　抜　粋

（排水設備等の検査）

第 13 条　公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第８条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（準用規定）

第 25 条の 30　第７条から第８条まで、第 11 条の２、第 12 条から第 12 条の９まで、第 12 条の 11 から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条の２まで、第 21 条から第 23 条の２まで及び第 25 条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。